

教 職 第 8 0 6 - 3 号

令和元年 1 1 月 2 9 日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

年末調整関係帳票の配信について（通知）

日頃より適正な給与支給事務について、御協力いただきお礼申し上げます。

令和元年分年末調整に係る下記の帳票について、小中学校県費事務システムにて配信いたしますので、報告した内容が正しく反映されているかの確認をお願いします。

なお、小中学校県費事務システムに接続等できない学校には別途送付いたします。

記

1 配信予定日 令和元年 1 2 月 1 7 日（火）

2 送付帳票

- (1) 年末調整支払簿兼確認簿（全所属に配信）
- (2) 扶養親族アンマッチリスト（該当校のみに配信）
- (3) 前職勤務一覧表（該当校のみに配信）

3 年末調整支払簿兼確認簿の確認

年末調整報告書 1、年末調整前職報告書、年末調整に係る調整報告書及び年末調整に係る住宅借入金等報告書で報告した内容が正しく反映されているか必ず確認してください。

また、現金支給額の有無にかかわらず、職員本人に申告内容に誤りがないか確認の上、確認印欄に押印させてください。

4 扶養親族アンマッチリストの確認

(1) 出力対象者

年末調整時に報告した所得税申告区分と、扶養親族報告又は扶養親族数報告書で報告した内容に相違がある職員について、出力されています。

(2) 出力内容

ア 「所得税申告区分」欄

(ア) 「年調」欄

年末調整報告書1により報告した所得税申告区分が出力されています。

年末調整は、この欄に出力された内容により行われます。

(イ) 「扶養」欄

扶養親族報告又は扶養親族数報告書で報告した扶養親族の内容を所得税申告区分に置き換えたものが出力されています。

イ 「扶養情報」欄

扶養親族報告又は扶養親族数報告書により報告した扶養親族の内容が出力されています。

(3) 確認方法

「年調」欄と「扶養」欄で相違がある箇所に*（アスタリスク）が出力されています。令和元年年分扶養控除等（異動）申告書により内容を確認してください。

(4) 修正方法

ア 「年調」欄の内容が誤っていた場合

年末再調整時に年末調整報告書1（再）により所得税申告区分を修正報告してください。

※ 年末再調整時に年末調整報告書1（再）により報告した所得税申告区分は、給与マスタに反映されません。

年末再調整時の内容を令和2年年分扶養控除等（異動）申告書に引き継ぐ場合は、令和2年1月分給与報告時に所得税申告区分の変更を行ってください。

また、年末調整報告書1の「控対配」欄を「0」にした職員が、例月給与で源泉控除対象配偶者の適用を受ける場合は、1月以後の給与報告で必

ず修正してください。

※ 年末再調整に係る事務処理については、令和元年11月14日付け教職第734-3号を参照してください。

イ 「扶養」欄の内容が誤っていた場合

原則として小中学校県費事務システムの「扶養親族報告」画面で修正報告をしてください。

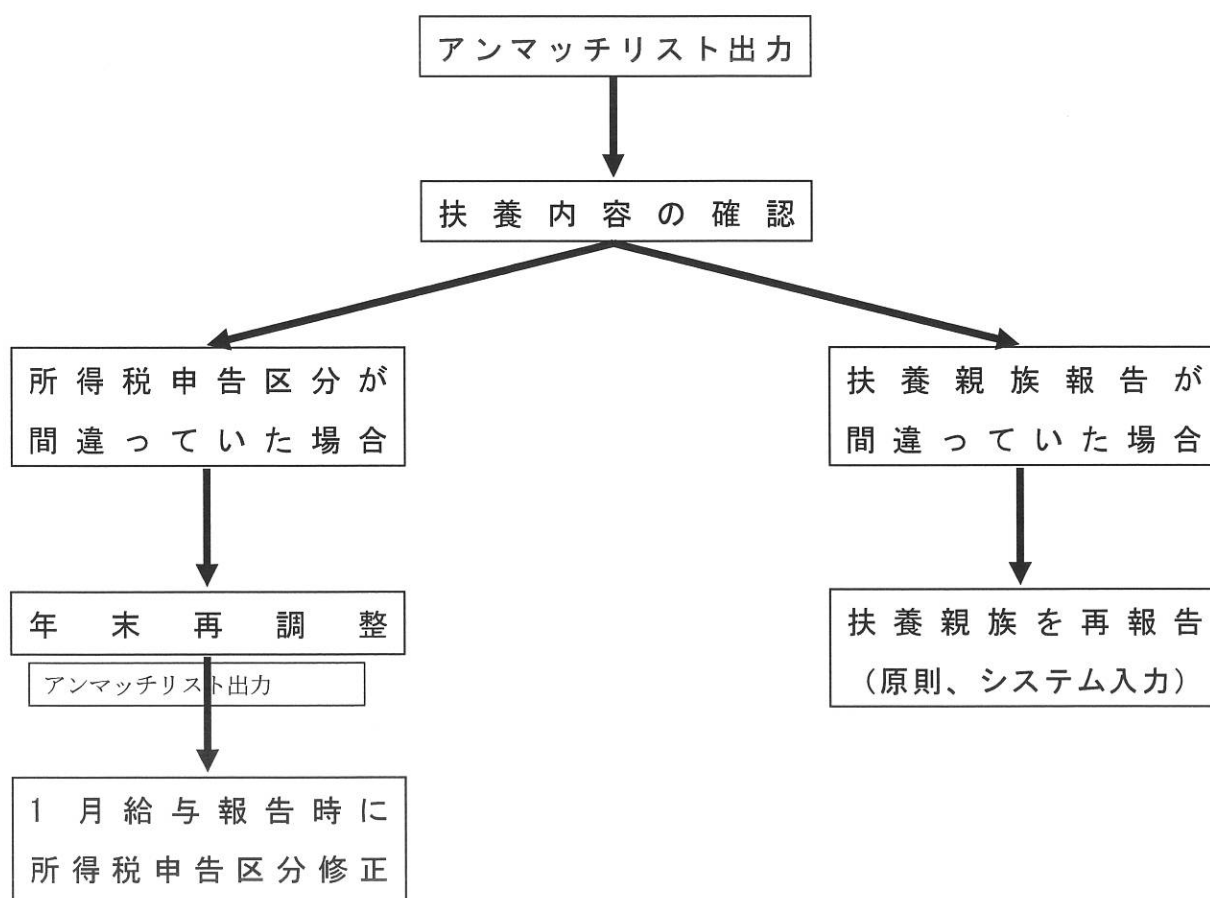
なお、「扶養親族数報告書」の提出が必要な場合には、教育事務所の定める日までに扶養親族数報告書を提出してください。

※ 扶養親族数報告書に係る事務処理については、令和元年9月17日付け教職第511-3号を参照してください。

ウ 注意事項

令和元年中に扶養親族が死亡し、扶養親族報告書の「死亡取消」欄に1を記入して報告していた場合は、令和2年1月分給与報告で所得税申告区分の修正が必要になります。

◇参考◇アンマッチリストが出力された時の事務処理



5 前職勤務一覧表の確認

(1) 出力対象者

年末調整前職報告書を報告した職員について、出力されています。

(2) 確認内容

報告した年末調整前職報告書と相違がないか確認してください。

(3) 修正方法

教育事務所の定める日までに年末調整前職報告書を提出してください。

担当 給 与 管 理 担 当